

会 長 メ モ

1 はじめに

新年おめでとうございます。昨年はいよいよ多忙な年でした。ルーチンワークに加え、中学校教育60年記念第58回全日本中学校長会東京大会の準備・運営、中央教育審議会への対応といずれも重要な取り組みでした。皆様方のご協力によっていずれの課題についても大きな成果が得られたと考えています。改めて御礼申し上げます。

さて、中教審の教育課程部会も大詰めを迎え、この1月17日には答申が出されました。3月には答申を受けて新学習指導要領が告示されることとなります。また、新年度から昨年の教育三法の改正に基づく改革もスタートします。中学校はこれらの改革の趣旨と意義を理解し、その推進に精力を傾けなければなりません。今年は、中学校の真価が問われる年になると思います。

どうか本年もよろしくお願い致します。

2 新教育課程について

(1) 教育課程部会の今後

学習指導要領の告示の時期が年度末の3月であるということは、文部科学省も明言しています。特別の事情がない限りこの予定は変わらないと思います。その後の予定については、明らかにされていませんが、移行措置要領については可能な限り早期にまとめたいたいの考えです。基本的には、3年間の移行措置を経て全面実施となります。現段階では、小学校は平成23年度から、中学校は24年度から全面実施とする予定になっています。昨年、新教育課程の前倒しのことが報道されましたが、これについては文部科学省は詳しいことは明らかにしていません。ただ、学校運営に支障をきたさない範囲で部分的に実施を早めることは考えられます。このことについて私は教育課程部会で、(前倒し等については)慎重に検討するように要望しています。(本資料P3, (1)の③参照)

移行措置の検討の後は、学習評価の改善についての検討が予定されています。

(2) 答申の内容について(全日中の意見表明にかかわる部分)

これまで全日中が意見表明してきた事項にかかわる答申の内容は、これまでも報告してきましたが、以下のとおりです。

① 教職員定数の改善・・・ 資料1 参照

答申では、以下のように記述されています。

- 教師が子どもたちと向き合う時間を確保するに当たっては、何よりも教職員定数の改善が必要である。特に、学校が組織力を高めながら、一人一人子どもたちにきめの細かい指導を行う上で、主幹教諭による学校マネジメント機能の一層の強化や教師の事務負担の軽減、習熟度別・少人数指導の充実、特別支援教育の充実などが重要であり、このような観点から、必要な定数の改善を進めることが喫緊の課題である。

- 確かな学力を確立するために、年間の授業時数の増加を図る場合には、定数改善をはじめ指導体制の整備を進める必要がある。
- ② 総授業時数について・・・ 資料2 参照
- これだけは全日中の意見が認められませんでした。週当たり1時間の時数増となり、現在の28コマが29コマとなる。しかし、学校の裁量で朝学習等のモジュールもカウント可とするなど、弾力的な運用を認め、現場に配慮した内容となっています。
- ③ 必修教科の授業時数について
- 必修教科の時数増は全日中の要望でもあります。選択教科の事実上廃止、「総合的な学習の時間」の縮減によって、5教科と保健体育の時数が大幅に増加することになります。音楽、美術、技術・家庭については改善の意見も述べましたが、結果的に現状維持に留まりました。
- ④ 波線の廃止と35の倍数の時間設定・・・ 資料3 選択教科参照
- これについても全日中が意見表明してきたことです。1学年の音楽・美術の45、「総合的な学習の時間」の50時間以外はすべて35の倍数となり、「総合的な学習の時間」は時間数減、選択教科は実質なくなります。ただし、選択教科については廃止ではなく学校選択を認めるように要望していたこともあり、時間数が増えなかった3教科のためにも、何らかの形で残すように意見を述べました。このことについては、資料3をご覧ください。
- ⑤ 部活動について・・・ 資料4 参照
- 「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育活動の一環としてこれまで中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である」というのが、答申の内容です。この点についても全日中の意見が反映された形です。これは部活動の将来を考えたとき、明らかに前進といえますが、これで部活動にかかわるすべての問題が解決したわけはありません。なお課題は山積しています。
- ⑥ 道徳教育について
- 教育再生会議等の強い要請もあり、道徳の教科化について最後まで結論が保留されていた。このことについて、私は教育課程部会において次のように発言しています。
- 「なぜ、この時期に及んでも『道徳の教科化』が話題になるのか、教育再生会議の真意を理解しかねます。評価の件については消えたと伺っていますので、教科化というのは、道徳の検定教科書を導入するということかと思います。おそらく、検定教科書を使用すれば今まで以上に道徳授業の推進が図られるというお考えではないかと思います。現場の状況を申し上げますと、道徳教育の推進についてはどこの学校でも重要な課題と受け止めています。多くの学校が充実に向けての研修の推進や、道徳授業の公開に取り組んできています。東京の場合、すべての小・中学校が道徳授業を公開しています。また、ゲストティーチャーの活用や自作教材の活用にも多くの学校が取り組んでいます。検定教科書の導入は、そのような学校の意識の高まりに水を差すことになりかねません。確かに、現在でも道徳の授業時数が35時間に満たなかった学校も存在することは事実ですが、私たちも組織を上げて、道徳授業の改善・充実に取り組む所存です。中学校は、教育課程場の位置づけは、現状のままでその充実に取り組む方向でお願いしたいと考えます。

結果的に教科化には至りませんでした。しかし、改善事項としては道德教育の充実が当然ながら示されており、会長が公の場で発言したことが守られなければ全日中の存在感が揺らぐことにもなりかねません。このことについては、是非、皆様の協力をお願いします。

3 全日中の今後の取り組みについて

(1) 教育改革の意義の理解と推進

教育課程部会の答申について、私は次のことも発言しています。

いかに素晴らしい内容の学習指導要領でも定着しなければ何の意味もありません。定着には、次のことが大切だと思います。

① 適切な移行措置要領の作成

時期的にも、内容においても学校現場が無理なく実施できるよう、ご配慮をお願いしたい。「できる学校からどンドン前倒しして実践できるようにしてほしい」というご意見もあるようですが、私は反対です。時間をかけて改訂の趣旨が理解されるようにすることが大切であると考えます。

② 学習評価の改善

このことについては、これまでは当部会であまり審議がなされていません。これからが本番だと思います。現行の目標規準に準拠した評価については、学校もその定着に努力していますが、未だ多くの課題をかかえています。十分な検討が必要と考えます。

③ 改訂の趣旨と学習指導要領の内容の理解

現行の教育課程において、評価も総合的な学習の時間も、その趣旨は優れていても結果的には十分に定着していない状況も見られます。学校の努力不足がなかったとは申しませんが、定着不足の大きな要因の一つに、学校が十分理解するだけの時間も説明も成されなかったということがあると思います。今回はそのようなことを繰り返してはならないと思います。私たちも理解に向け、組織として努力致します。文部科学省もどうか、都道府県教育委員会が学校に向けて十分な説明が行えるよう、指導と配慮をお願いしたいと思います。

上の③で述べたように、学校現場が十分に理解できるような説明とそのための時間をお願いしましたが、文部科学省及び都道府県教育委員会の努力に期待するだけでなく、全日中の組織をあげて、まず、学習指導要領の理解の推進に取り組まなければなりません。会議に出席している私とその責を負わねばならないのは当然ですが、皆様も、各都道府県において教育委員会と協力して各学校が積極的にこの問題に取り組むような態勢づくりにご協力ください。

(2) 全日中としての、学校教育の未来を見据えた教育改革のビジョンの作成

中学校教育 60 年記念式典での会長あいさつ等において、私は、「教育改革によって学校がどう変わっていくかではなく、教育の専門家としてどう変えていくかが大切ではないのでしょうか」というように述べています。そして、各地でのあいさつの中でも、そのような主旨を述べています。法に基づく改革は、これを推進することが私たちの責務であります。その改革がもし、教育の未来によい影響を及ぼさないと判断した場合には、法案が成立する前の

段階で、見直し・改善についての意見表明を行ってきました。この姿勢は、これからも継続しなければなりません。しかし、法として成立したならば、法の遵守という立場に立ち、法の運用の段階で可能な範囲での工夫を行い、その改革が未来につながる努力をするしかありません。

今回の答申作成に当たって、文部科学省は、可能な限り学校の状況の把握に努め、私たちの意見にもよく耳を傾けました。その結果、答申内容は、これまでよりも、かなり学校現場に配慮した内容になっていると思います。様々な制約がある中で、これだけの内容をまとめられた文部科学省の努力に深く敬意を表したいと思います。しかし、いかに優れた内容であっても、この教育課程の推進にどんなに学校が精力をつぎ込んでも、学校教育が直面している課題の解決には、まだ足りない部分があると思います。教育課程の改訂による教育改革のみならず、他の法改正に基づく改革、例えば教員免許更新制の導入や、学校評価の制度化などを含めても、それは変わらないと思います。学力にかかわる課題については、大きな前進が見られると考えます。しかし、生きる力の重要な要素である「豊かな心」についてはどうでしょうか。子どもの健全育成の推進は、学校教育の大きな課題です。「いじめ」や「不登校」の問題の解決に迫るには、今回の答申だけでは、カバーしきれていないものがあるのは、やむを得ないことかもしれませんが、これらの問題は、未来社会の学校教育に影を落とすことになるかもしれません。

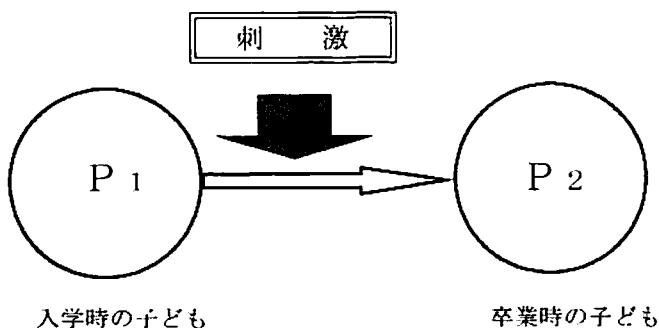
そこで、一つの提案があります。これまでのような受け身の改革だけでなく、私たち自らも、未来社会に向けての教育ビジョンを作成し、その実践を通して教育改革を推進していこうというものです。

「そのようなゆとりはあるはずがない。無謀である。」とお考えの方も多いと思います。しかし、教育ビジョンを有識者だけに委せてよいものでしょうか。法に基づく国の教育振興基本計画に携わる委員の中で、学校教育の現状を熟知している者は私を含めてわずかなのです。すべての要因を考慮した完璧なビジョンでなくともよいのです。これまで受け身の改革だけであった私たちが、組織として取り組むことで得られるものは多いはずです。

先の見えにくい混沌の時代に、上から示された情報だけをたよりに方向を決めるのと、自らの状況判断を加えて進むべき道を考えるのとでは、志気も違ってくるのではないのでしょうか。どうか皆様のご理解をお願いします。

今考えていることの、おおまかな方向性だけをお示しします。ご意見をいただければ幸いです。

下の模式図をご覧ください。



図で $P2 - P1$ が子どもの成長ということになります。

子どもは入学から卒業までに教師や保護者、周囲から様々な刺激（指導、情報）を受けて変容していきます。教育とは、この指導を意図的、計画的に継続する営みであると思います。

ここで、こどもの成長に影響する情報は、おおまかに分類すると次の3種類になります。

- ① 学校での教師の指導
- ② 家庭でのしつけや保護者からの情報
- ③ ①②以外の周囲からの情報

様々な教育改革は、集約すればほとんどが①の情報の質を高めるもの、あるいは情報を効果的に発信するための方策にかかわる内容です。ところが、子どもの成長は、①だけでなく、②や③が深くかかわってきます。②の情報が①を打ち消すこともあります。また、近年③の内容が、高度情報化社会の影響で爆発的に増加しています。携帯の普及がこれに拍車をかけました。これらの情報の中には、成長に不要なもの、あるいは成長を阻害するものが多く含まれています。したがって、教育の質の向上には、①の質的向上だけでなく、②、③も含めて考えなければならぬのは明らかです。

教育の質の向上のために私たちが考えなければならないことは、次のようになります。

- A 学校の教育力向上のために、教育の専門家として改善を推進すべき内容
- B 家庭の啓発と家庭・地域の連携による教育活動の推進の方策
- C 学校ができる範囲での、周囲からの情報のコントロール（制御）の方策

以上について、学校が自ら推進すべき内容、及び行政に改善を働きかける内容を検討することをビジョンの骨組みと考えています。BやCはこれまであまり検討されなかった視点です。Aについては、現在の教育改革を推進する上での学校の工夫、及びこれまで扱いが薄かった内容にかかわる改善を考えたいと思います。改革をもっと広い枠で考えれば、前に示したモデルのP1の状況の分析と、小中連携の方策と義務教育の枠組みについての検討、P2の状況と高校への接続の在り方、高等学校教育についての提言などもありましょうが、当面は、関連で触れることはあっても、中学校教育本体に重点を置いたビジョンを考えたいと思います。

(3) 各都道府県校長会、政令指定都市校長会との連携の強化

今後、改革を推進する上で、細かな運用が問題になることがあります。新教育課程についても、改訂の趣旨が十分に生かされるような運用が望まれます。しかし、これまでの例から考えると、必ずしもそのようにならないことも予測されます。そのような事態を回避するためにも、次のように連携を深めたいと考えます。

- ① 可能な限り、各都道府県校長会等に情報を提供する。公開が可能な内容については、HPに掲載する。
- ② 過重な負担にならない範囲で、全国の理事の皆様からの意見を収集し、集約することで改革についての全日中の基本方針を策定する。
- ③ 各ブロックの理事会等に会長は可能な限り出席して情報提供に努める。
- ④ 組織の機能を維持するためにも、都校長会及び関東甲信越校の各県の校長会には、これまで以上に役員、幹事等の人選についての協力をお願いします。

教職員定数の改善

今回の答申で文部科学省は改革推進に向けての教育条件の整備、特に教職員定数の改善についての必要性を明確にしました。つまり、学習指導要領の改訂に基づく、新教育課程の定着と教職員定数の改善はセットであるという考え方です。これは私たちにとって、たいへん喜ばしい限りです。

文部科学省は答申の素案の段階でこれを行動に移しています。平成20年度の概算要求に、約7,000名を超える増員（3年間で21,000の増員）を計上しました。しかし、行革推進法という壁があり、厳しい状況にありました。

全日中は他の19の教育関係団体とともに、政界、官界、自治体等に教育改革推進のための条件整備についての要請行動を行い、まとめ役としてその先頭に立ちました。私も、渡海文部科学大臣に要請書をお渡ししています。このことについては、皆様にもご協力をいただきました。

最終的に、文部科学省の粘りが功を奏し、要求通りにはなりませんでした。下記のような内容で決着しました。定数ではなくとも7,000名の非常勤の枠を確保できたことは大きな成果です。問題はその後です。21年度も増員を確保することが大切です。文部科学省には引き続きご努力をいただくとともに、私たちもそれを側面から支援していくことが必要です。学校が改革に前向きに努力している姿勢を示さなくては世論の支持は得られないし、せっかくの文部科学省の努力も無になります。中学校教育にとって、これからの大切だと思います。

- ◎ 教職員定数の改善（義務教育国庫負担金） 20年度改善数 1,195 人
- (1) 主幹教諭の配置に伴うマネージメント機能の強化 1,000 人
主幹教諭に配置される学校で主幹教諭の担当授業時数を軽減し、その機能が発揮されるよう教員を加配
- (2) 特別支援教育の充実（小中学校の通級による指導） 171 人
LD, ADHD等発達障害のある児童生徒に対する通級の指導の充実
- (3) 食育の充実（栄養教諭）
食の指導への対応を行う学校への加配 24 人
- ◎ 退職教員等外部人材活用事業 20年度予算額(案) 2,897,533千円
子どもと向き合う時間を拡充するため、退職教員や経験豊かな社会人等を学校に非常勤講師として配置する。(7,000人) 補助事業者：都道府県 補助率：1/3

○活用例

- ・習熟度別少人数指導の充実
- ・小1プロブレム・不登校の対応
- ・社会人の活用 など
- ・小学校高学年における専科教育の充実
- ・特別支援教育のセンター的機能の充実

総 授 業 時 数

今回、年間総授業時数は現行の教育課程よりも35時間増加した。学力向上が大きな課題として取りあげられ、教育再生会議では1割の時数増加が提言されるという状況下においては、週当たり1時間の増加はやむを得なかったと判断しています。以前にも報告しましたが、この問題についての私の最終的な発言は以下の通りです。(要約)

○ 私は前回の教育課程部会で示された検討素案について、「子どもと向き合う時間を確保すると明示する一方で、授業時数を増加するのは矛盾です。このことについて納得できる説明が必要です」という主旨の意見を送らせていただきました。また、中学校部会においても、「週1時間の授業時数の増加は、生徒会活動など特別活動の時間の削減につながり、好ましいとは思えません。」という主旨の発言をしています。本日の概算要求及び修正された検討素案の説明を聞き、この件については一定の回答をいただいたように思っています。検討素案では、教育諸条件の改善を明確に打ち出し、特に「教員定数の改善」には項を起こして述べています。これは極めて異例のことであり、大いに評価できると思います。このことは概算要求でも明らかであり、文部科学省の姿勢に感謝するとともに是非、実現に向け努力していただくようお願いします。

増加する35時間については、文部科学省は弾力的な運用を認めています。各学校での教育課程編成上の工夫が望まれます。以下の例は、いずれも運用が認められる範囲です。

① 年間36週で教育課程を編成する。

この場合、1週間の授業時数は28時間が可能となります。ただし、年間7時間の不足が生じますので、調整が必要です。また、教育課程編成が複雑になり各教科とも35の倍数になったことが生かせないという欠点があります。当然、行事等にかかわる時間は減少することになります。

② 長期休業日に7日程度の授業を行い、そこで増加分の35時間を実施する。

地区教育委員会の承認すれば、可能となります。ただし、恒常的に土曜に授業を設定することは、週5日制の趣旨に反するので、好ましいとは言えません。この案自体も好ましくありませんが、これなら特別活動の時間が今以上に圧迫されることはありません。

③ モジュールを活用して、週に0.5単位時間(25分)を2コマ設定する。

10分×5日の朝学習でも可能ですが、それで例えば朝読書を年間通して実施した場合、国語の週1時間の履修と見なすことは難しいと思います。ただし、全員で朝学習の指導に当たった場合、その1時間を全員の持ち時数として加算することは可能です。

選 択 教 科

中学校の標準授業時一覧の中から、選択教科はなくなります。また、当初示されていた「総合的な学習の時間」の70時間の中で、35時間を上限として選択教科の履修を認めるという案は残りませんでした。もし、35時間を選択に回す場合「総合」は35時間となり、このことに「総合」の縮減に反対する方々が難色を示したことによります。

私としては、時数が増えなかった教科のためにも、学校選択で選択教科を残したいと考えましたが、これは文部科学省としても受け入れ難かったようです。

これで選択教科は実質消えることとなります。実質というのは完全に消滅したわけではなく、標準授業時数の枠外での開設は可能としているからです。しかし、週当たりのコマ数の増加による影響を何とか少なくしようと考えている状況で、あえて時数を増やしてまでも選択教科の開設に踏み切る学校はないと思います。

音楽、美術、技術・家庭の3教科の学習については、次のことをお考えください。

音楽、美術、技術・家庭については教科としてではなく、その内容、例えば食育、ものづくり、表現活動など、横断的・総合的な扱いが可能な内容については「総合的な学習の時間」での扱いは可能であり、他学年であっても、当該教科の教員が中心となって指導することは可能である。

このことについては、教育課程部会で事務局（教育課程課）に質問をして確認をとっています。これは、現行の教育課程下でも可能なのですが、一般的に総合的な学習の時間は学年単位で指導が行われており、他学年の教員が指導に当たるケースは少ないと思います。時間割の工夫は必要ですが、テーマによっては有効であると思います。

なお、各教科の授業時数については、どのような配分が適正なのかは難しい問題です。改訂される学習指導要領は答申の内容どおりであり、全面実施から少なくとも10年近くはこの時間が変わることはありません。今後、全日中は教育課程編成の在り方、特に各教科の時間数については時間をかけて独自に検討し、会としての方針をもつことが必要だと考えます。

私も、教育課程部会では、「この時間配当が適切であるとは思いません。時間が増えなかった教科については、豊かな感性の育成、情報教育、ものづくり、食育など、いずれも重要な課題として位置づけられ、横断的・総合的な扱いが求められているにもかかわらず、その中心となる教科が他教科と比べ、軽視と見られても仕方がないような扱いとなっています。今回の改訂については、これ以上の意見は申しませんし、やむを得ないと考えますが、次回の改訂はこれではいけないと思います」という主旨の発言をしています。

部 活 動

答申の内容は前述した通りです。おそらくは総則での記載になると考えられますが、学習指導要領の案はまだ示されていません。

答申の内容だけだと、誤解を受けることもあるので、幾つか確認をしておきたいと思います。

- 部活動は教育課程外の学校教育活動である。したがって、生徒の部活動への参加は、長期休業中の補充教室や夏の水泳教室と同様に任意である。
- 教育課程の関連事項であり、その指導は教員の職務に該当するが、教科指導のように全員が責務を負うべき内容ではない。

ですから、基本的には法的に位置づけがなされたこと以外は、これまでと大きく変わるものはありません。特に、保護者や地域の方々からの要求がエスカレートする可能性があります。きちんとした説明をしなければなりません。

しかし、法である学習指導要領に記述されることで、必然的に次のことが生じます。

- 行政に部活動を支援する義務が生じると考えられます。

どこまでかということとは言及できませんが、一定の予算措置は必要と思います。新教育課程に対応するための予算も必要なので、当面、多くは期待できませんが、各都道府県校長会で地区教育委員会との話し合いが望まれます。運動部活動については、中体連との連携も必要になります。文部科学省は、部活動手当（土曜・日曜）の増を予算化しています。

- 教育課程の関連事項である以上、部活動の目的は法に定められた教育の目的と同一でなければなりません。すなわち、人格の形成や健やかな心身の成長を期して行うのが部活動であり、大会で好成績をあげることは、活動の目標にすることはあっても、その目的ではありません。したがって、校長の学校経営方針からはずれるような部活動はありえない、ということになります。

行政の支援が得られることは、大きな前進です。当然、これまで認められなかった出張も認められるケースが増えてくるはずですが、課題はまだ多くあります。文部科学省が社会教育への移行について言及しなかったことで、当面、部活動は学校教育の中でその振興を図ることになります。指導者の不足、生徒数の減少による活動の停滞等を今後どこまで解消できるかは、不透明です。また、大会運営も含め、どこまで行政が部活動を支援できるのかも疑問です。こうした、問題を踏まえ、部活動、特に運動部活動について、生涯スポーツの視点から、その在り方にかかわる検討を継続する必要があると考えます。全日中としても中体連等の組織と連携しながら、未来の学校教育における部活動のあるべき姿について、検討してまいりたいと思います。